

保稅業務の基礎知識

(保稅初任者研修)



令和8年5月
監視部保稅地域監督官



保稅ポータル

- 1 はじめに
- 2 保税地域の役割
- 3 保税地域の種類・機能
- 4 貨物の流れ
- 5 見本の一時持出
- 6 廃棄と滅却
- 7 貨物の取扱い
- 8 保税運送
- 9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）
- 10 記帳義務
- 11 非違事例
- 12 過去の質問事項
- 13 参考



1 はじめに①（用語について）

「輸入」や「輸出」及び「積戻し」の手続きを、「通関手続」と呼んでいます。



- ① 「輸入」とは ⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること
- ② 「輸出」とは ⇒ 内国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと
- ③ 「積戻し」とは ⇒ 外国貨物を日本から外国に向けて送り出すこと
- ④ 「外国貨物」とは ⇒ 外国から日本に到着した貨物で、輸入の許可を受けていない貨物又は、輸出の許可を受けた貨物
- ⑤ 「内国貨物」とは ⇒ 外国貨物ではない貨物



- 税関では、主に3つの法律の規定に基づいて業務を行っています。
- 関税法（関税の徴収、通関手続き、保税制度 等）
 - 関税定率法（関税率、特殊関税制度、減免税制度 等）
 - 関税暫定措置法（税率の特例、減免税制度の特例 等）

1 はじめに②（保税地域とは）

■ 関税法第30条（外国貨物を置く場所の制限）
外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。
⇒ 外国貨物を置く場所の制限について定めたもの



【目的】
・ 関税等徴収の確保
・ 貿易秩序の維持

【税関】

関税等の徴収、社会悪物品等の取締りのほか、
輸入割当、検疫などの関税以外の法令で
規制されている貨物のチェック

【利用者】

関税等の税金を留保したまま、
蔵置、加工、製造、展示等が行えるなど、
商取引上大きなメリット

全ての輸出入貨物を
税関の監督下



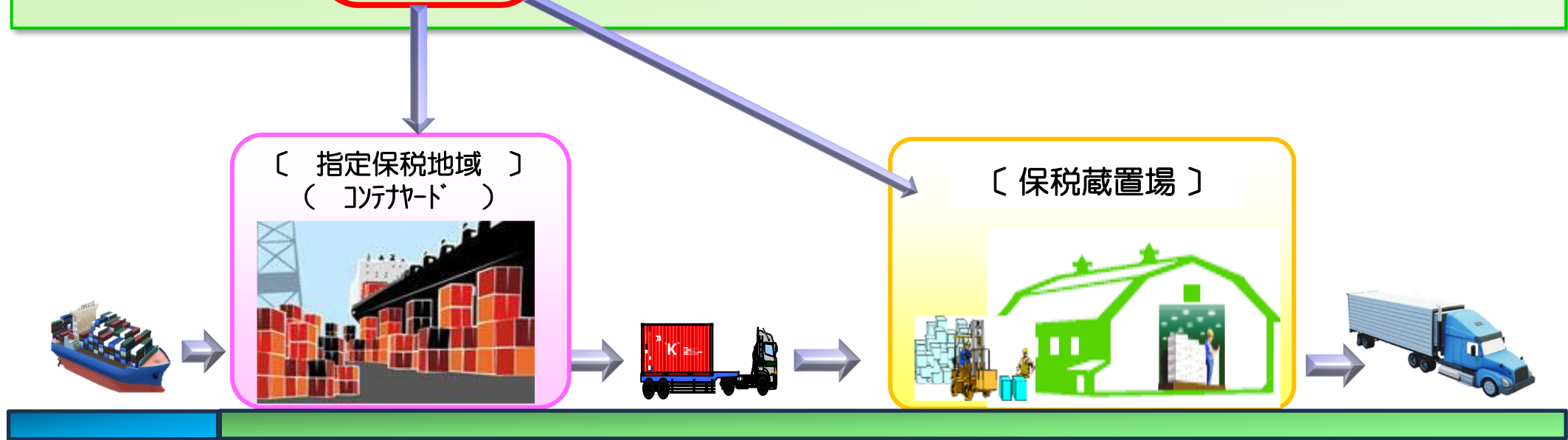
取引の円滑化
貿易の振興
国際的な文化交流



1 はじめに③（保税の原則）

◎ 外国貨物を置く場所の制限

外国貨物は、**保税地域** 以外の場所に置くことができない（関税法第30条）。



■ 巨大な貨物や大量の貨物等、保税地域に置くことが困難、不適當な場合には関税法第30条第1項第2号の規定により、税関長が期間・場所を指定して許可した貨物を保税地域以外に置くことができます。

2 保税地域の役割 ①

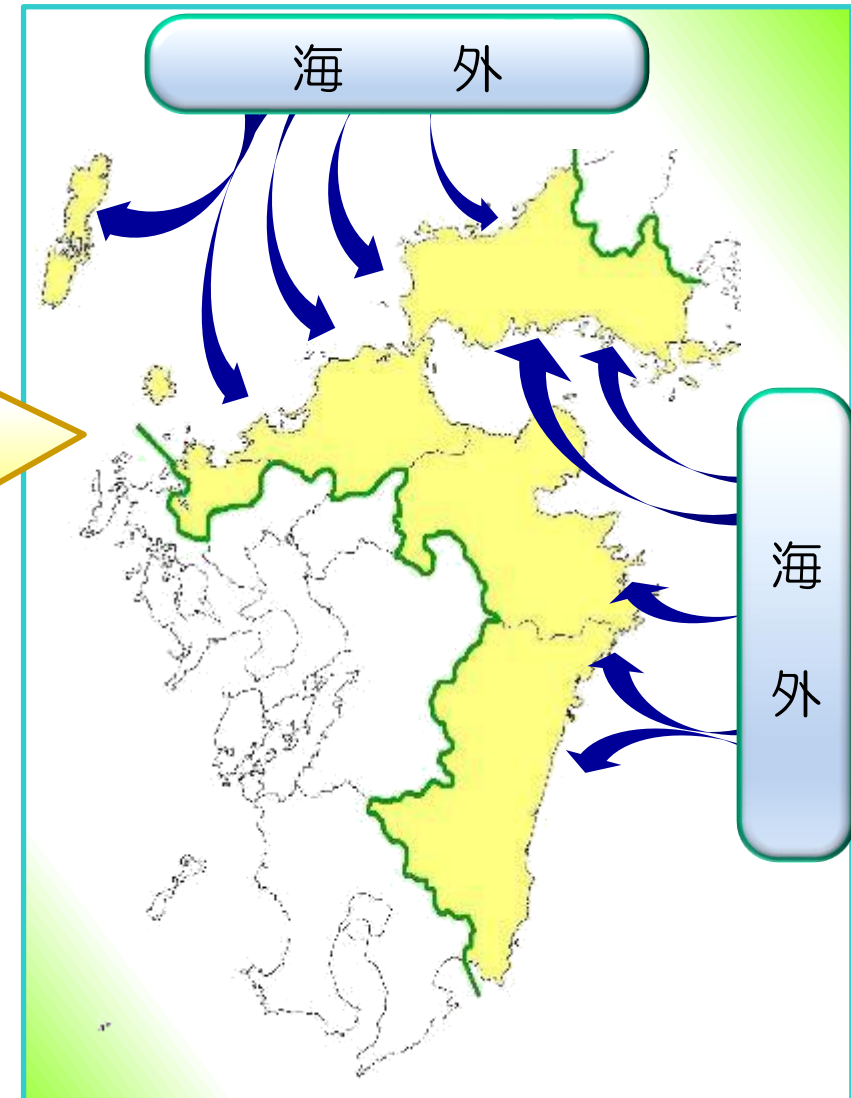
■ 保税地域がなかったら・・・

- ◆ **どこからでも**貨物を国内に引き取ることが可能。
つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜き取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。
- ◆ 不正薬物・銃器等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

不正薬物・銃器等の国内流入

公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等



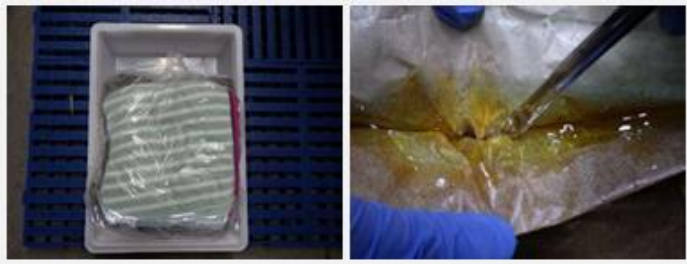
2 保税地域の役割 ②

貨物の保税地域への集中
 貨物を税関の監督下の保税地域に置いて管理することが効果的

不正薬物等の水際阻止！

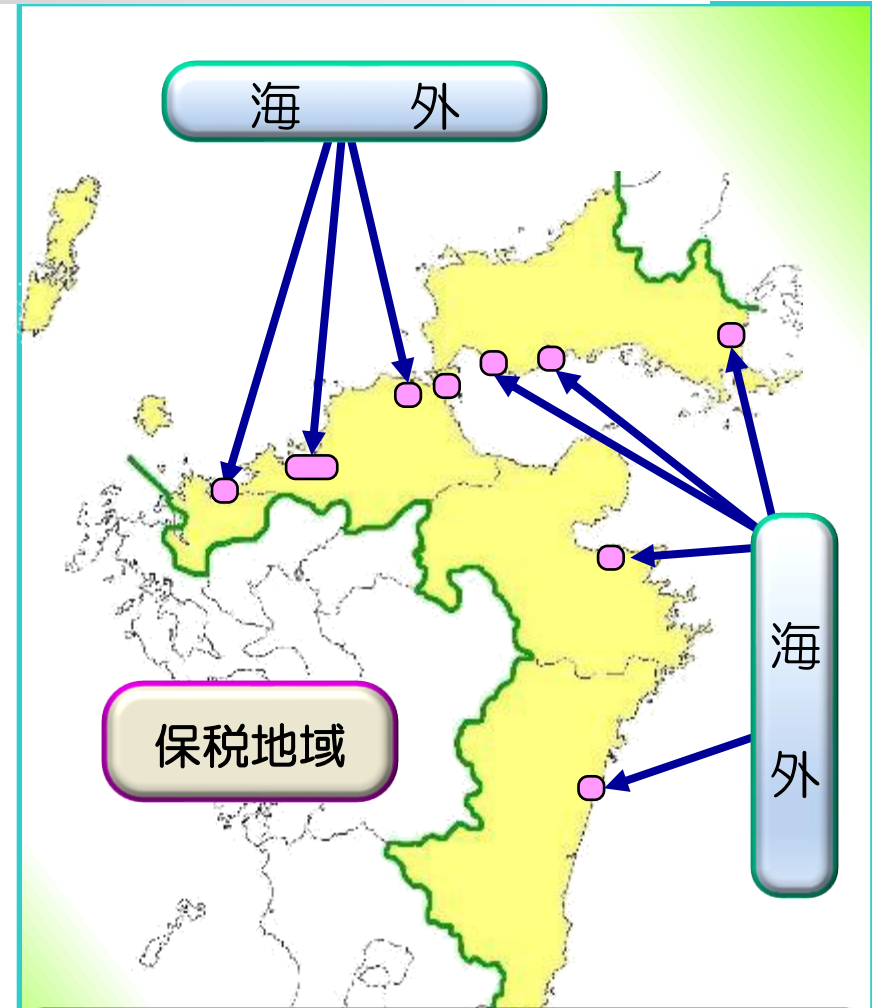
航空貨物から
 液状大麻を摘発

米国から到着した航空貨物に隠匿された
液状大麻 約215グラムを既発した。
 (令和7年6月・長崎税関等)



パレットに隠匿された
 金地金を摘発

香港から到着した航空貨物
 (プラスチック製パレット)に隠匿された
金地金 約160キログラムを既発した。
 (令和6年1月・大阪税関)

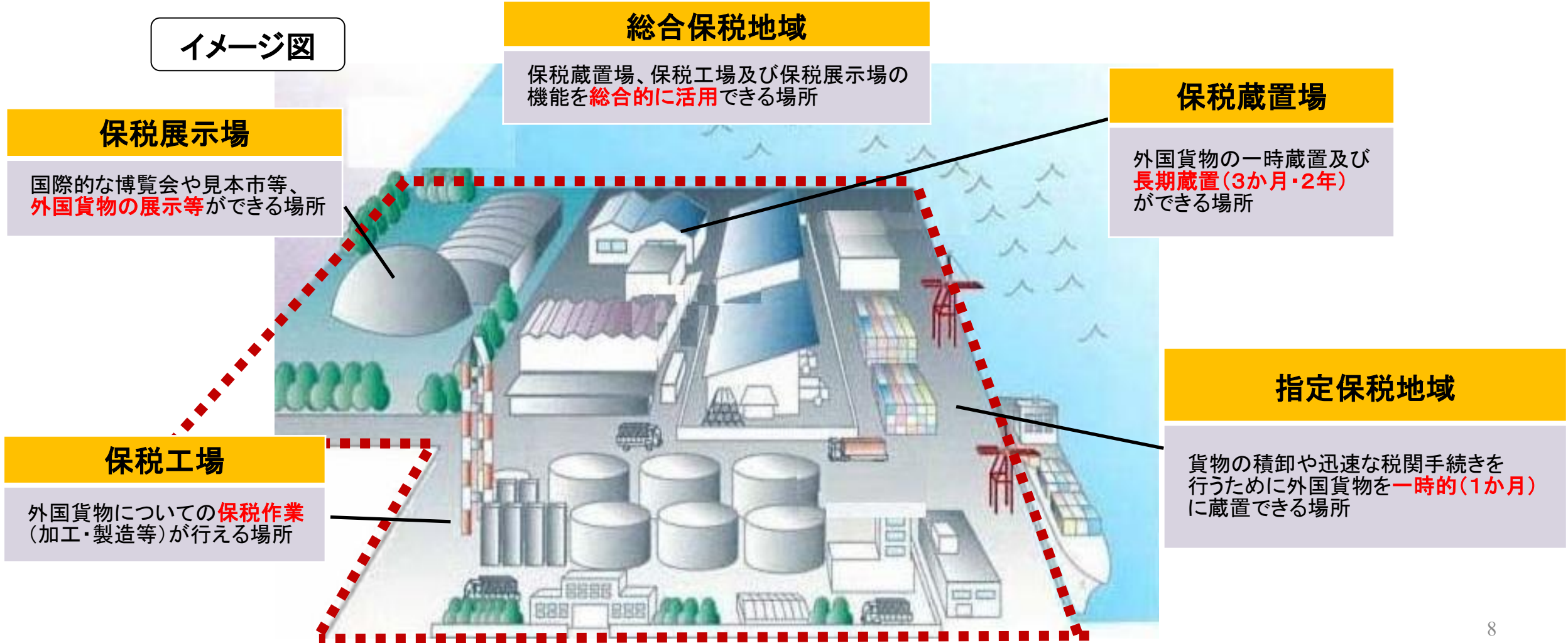


- ★効率的・効果的な検査の実施
- ★輸入貨物に係る関税債権の確保

3 保税地域の種類・機能①

保税地域は、**指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域** の5種とする。

イメージ図



3 保税地域の種類・機能②

保税地域における倉主の義務

倉主：保税地域の許可を受けた者、指定保税地域の貨物管理者

- イ 関税の納付義務（亡失・滅却の場合）
- ロ 貨物の搬出入等に係る記帳義務
- ハ 貨物管理に関する社内管理規定の整備

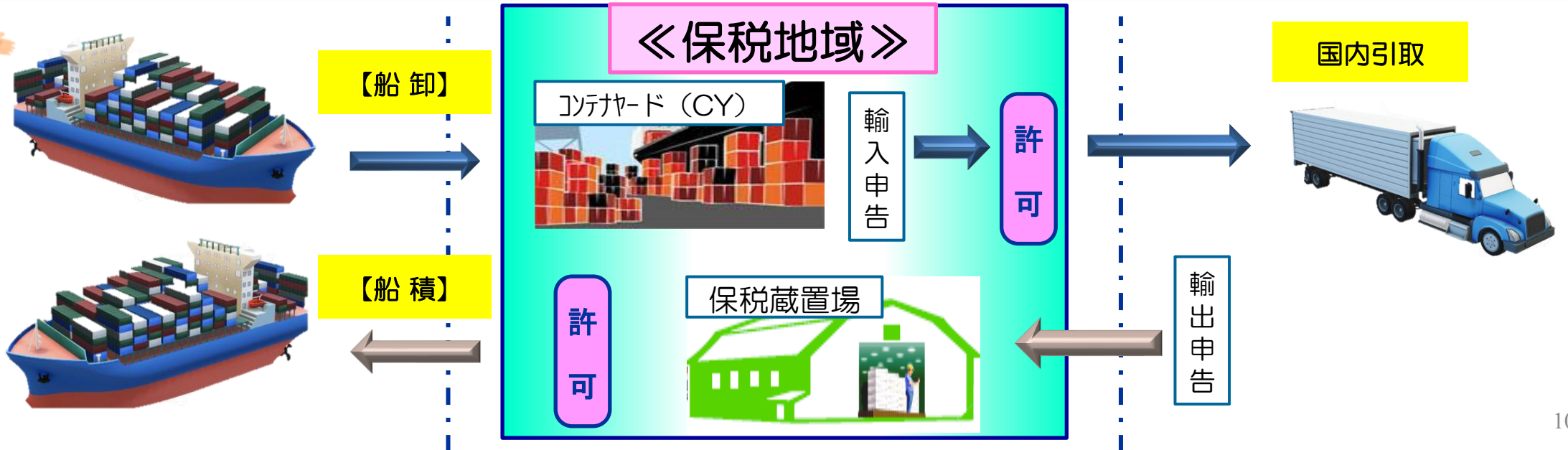


■社内管理規定は**コンプライアンス・プログラム**といい、**CP** という略称で呼ばれます。

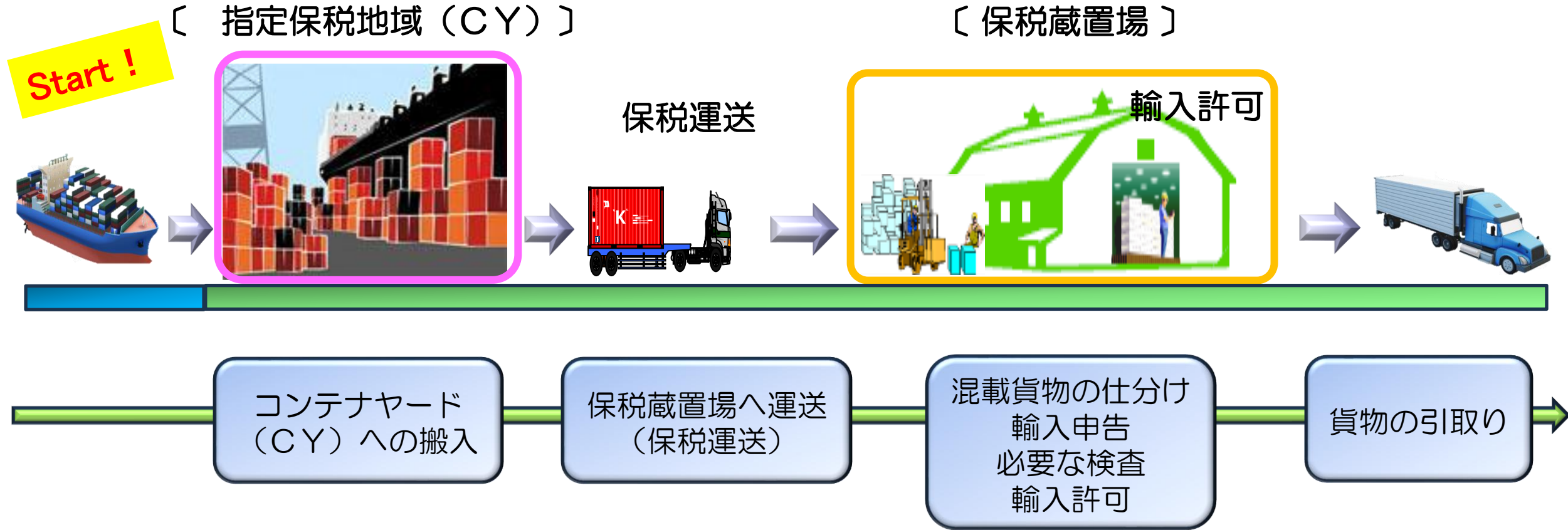
4 貨物の流れ①

- 貨物を輸出・輸入するときは、税関長に申告し、税関長の許可を受ける必要があります。
 - 輸入申告は、原則として貨物を「保税地域」に入れた後に行う必要があります。
 - 輸出申告は、「保税地域」に入れる前に行うことができます。
ただし、許可については、保税地域に入れた後となります。
- 輸入の場合、関税及び消費税等を納付しないと輸入の許可を受けることができません。

大事！

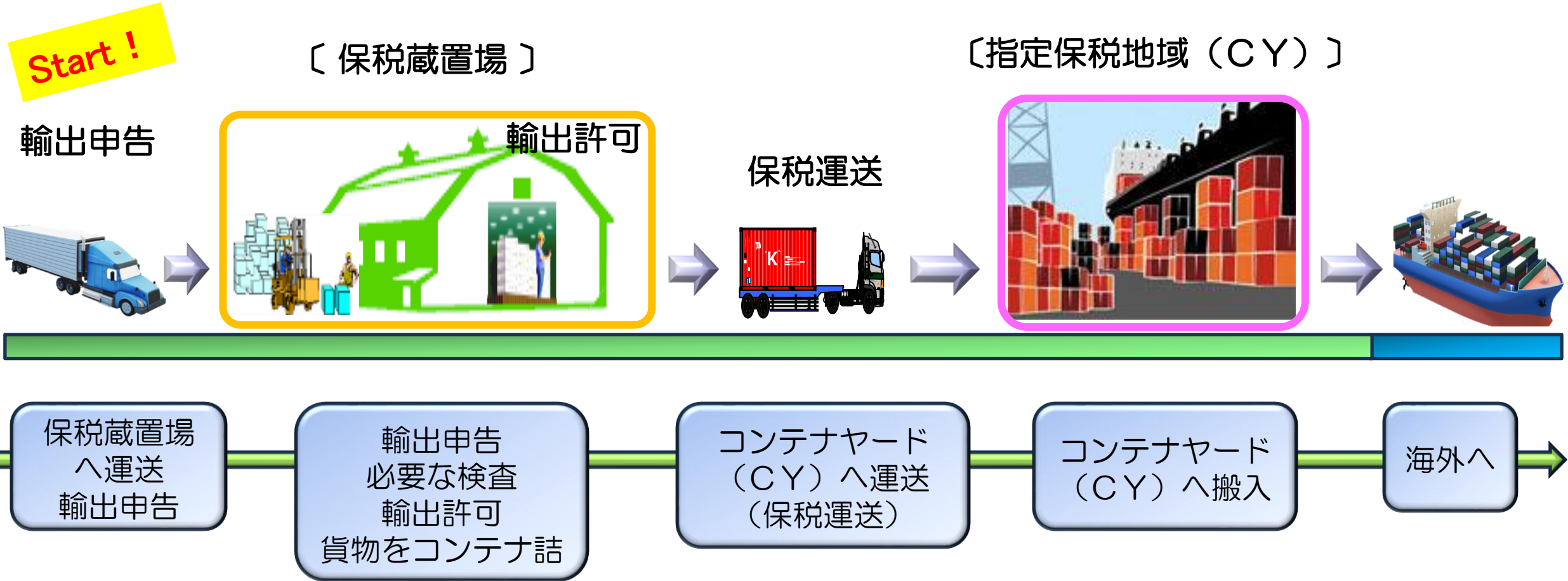


4 貨物の流れ② (輸入貨物)



※コンテナヤード (CY) で輸入申告・検査・輸入許可の流れもあります。

4 貨物の流れ③ (輸出貨物)

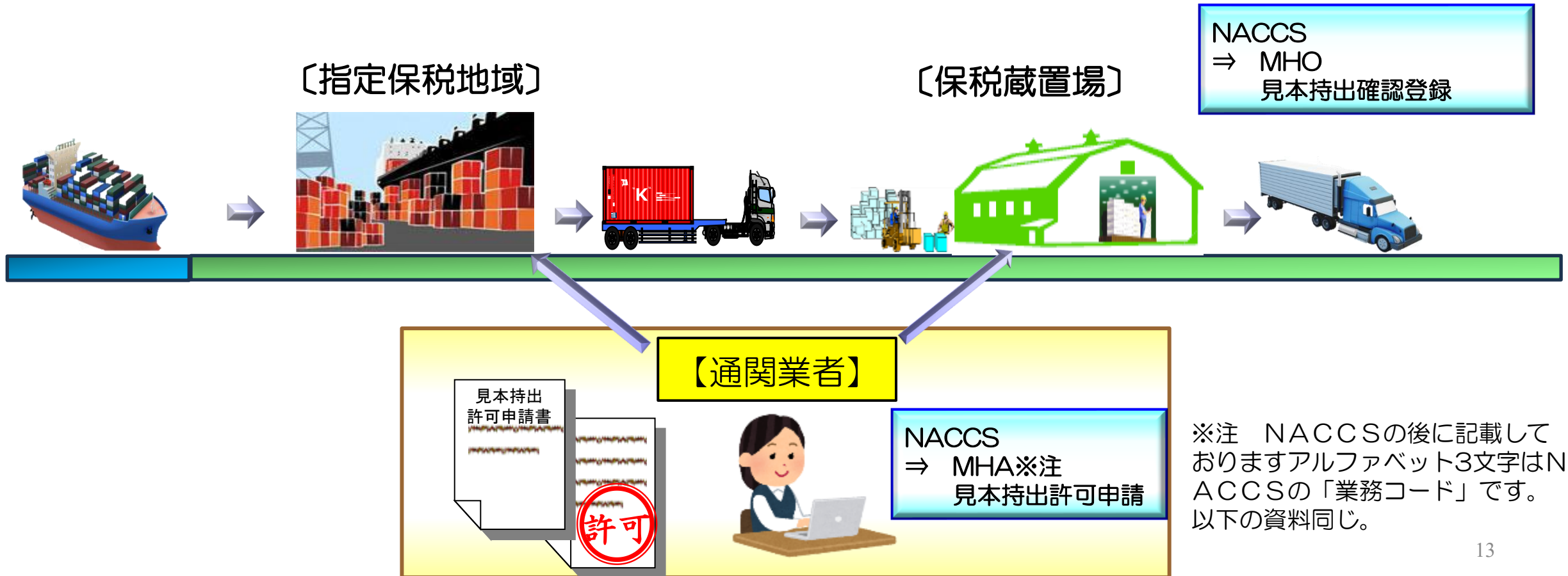


※コンテナヤード (CY) で輸出申告・検査・輸出許可の流れもあります。

5 見本の一時的持出①

◎ 見本の一時的持出し

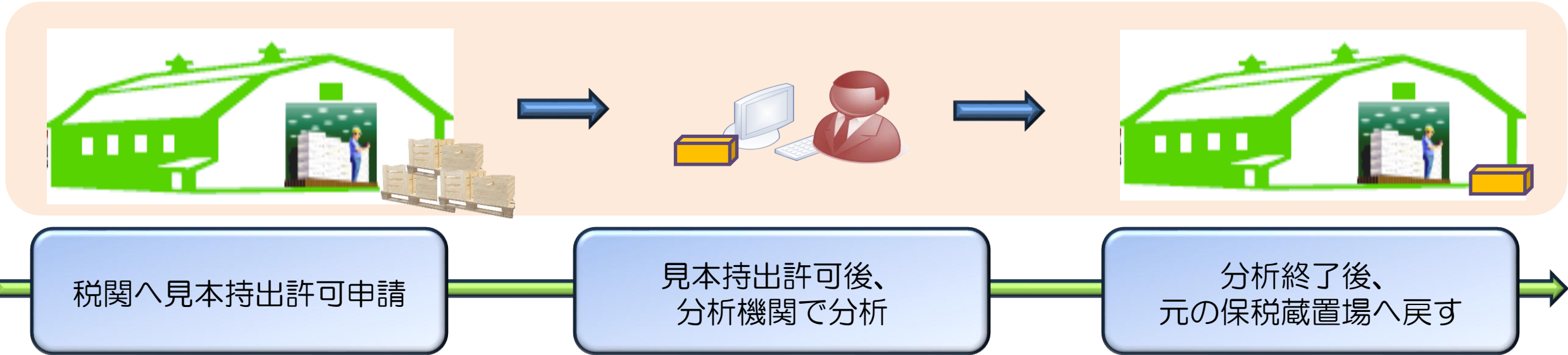
保税地域から、外国貨物を 見本 として一時持ち出そうとする場合には、
税関長の許可を受けなければならない（法第32条）。



5 見本の一時的持出②

★具体例★

野菜の残留農薬を調べるために分析機関で分析した後、元の保税蔵置場に戻す場合



Point!

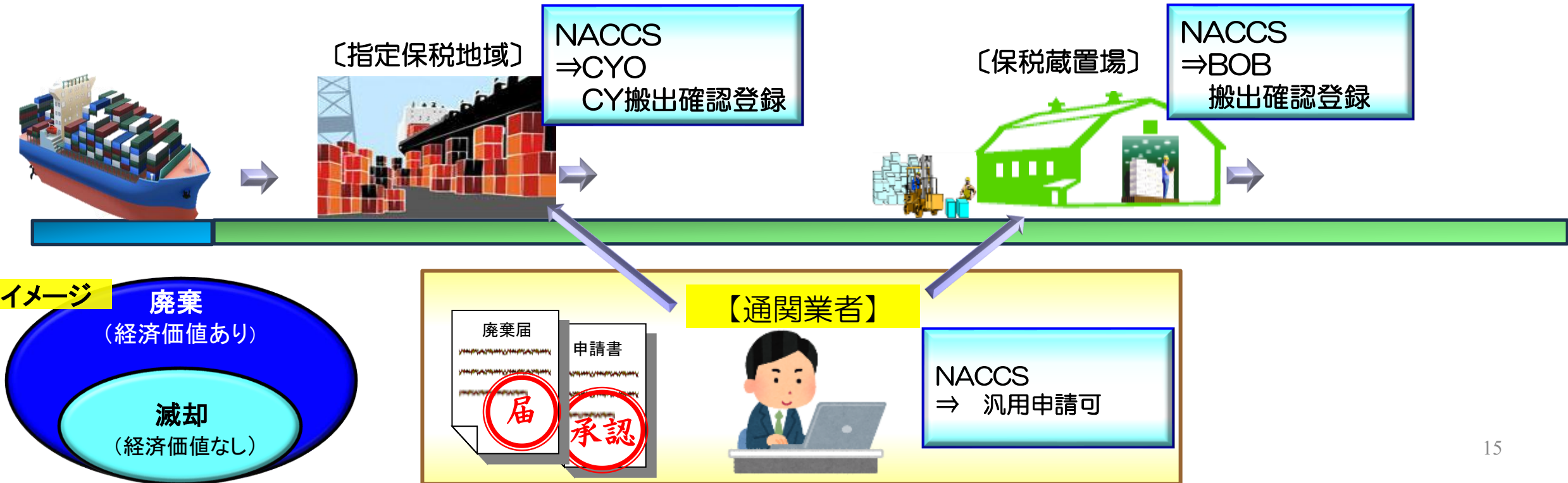
- 見本の一時的持出しが認められる外国貨物は、**課税上問題が無く、かつ、少量のものに限られる。**
- 見本として持ち出す外国貨物は、税関長の**指定する期間内に元の保税地域に戻し入れるのが原則。**

※ 但し、例外として、税関長の指定する見本持出期間内に見本持出した貨物と残余の外国貨物を一括して輸入許可を受けた場合は戻し入れ不要となります。

6 廃棄と減却①

【廃棄】 保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、**あらかじめその旨を税関に届け出**なければならない。（関税法第34条）

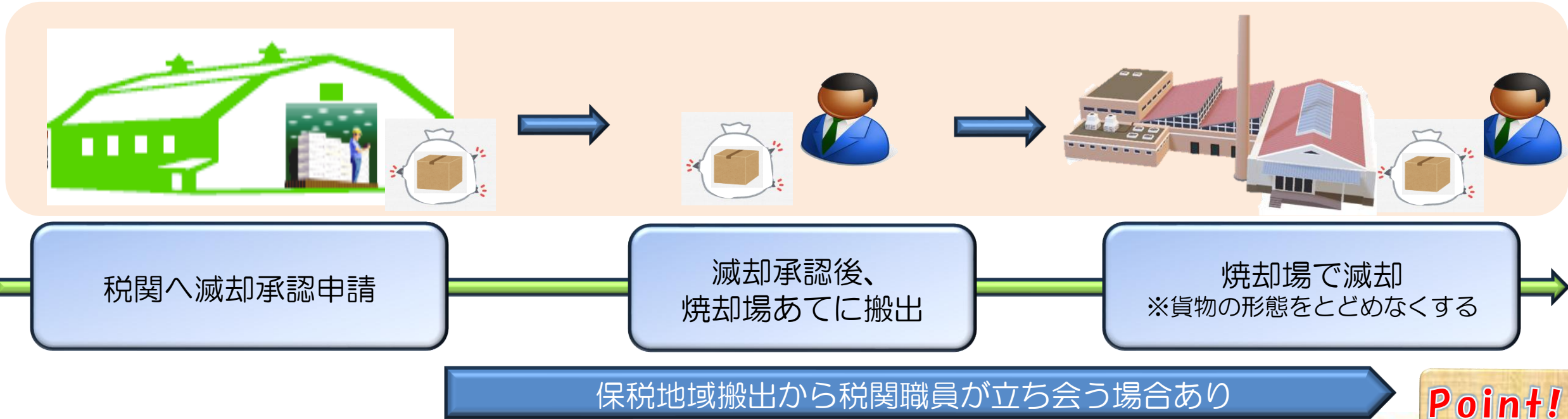
【減却】 保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は減却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、・・・**あらかじめ税関長の承認を受けて**減却された場合は、この限りでない。（関税法第45条）



6 廃棄と減却②

★具体例★

外国貨物の野菜が腐敗していたため、焼却場で処分する場合



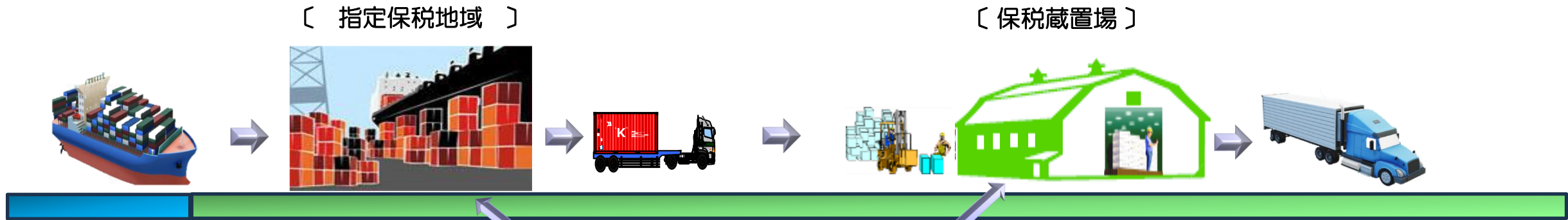
廃棄（関税法第34条・基本通達34-1）
 滅却し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分すること
 → くず等の形状で存在（鉄くず等） → 廃棄後の現状により輸入手続き必要

減却（関税法第45条・基本通達45-1）
 焼却等により貨物の形態をとどめなくすること

7 貨物の取扱い①

◎ 取扱い

- 保税地域にある外国貨物について、内容の点検、改装、仕分けその他の手入れをすることができる（法第40条第1項）。⇒倉主の記帳で足りる。
- 保税地域にある外国貨物について、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行う場合には、**事前に税関長の許可**を受ける必要がある。（法第40条第2項）



申請書

【通関業者】

◆内容点検等

NACCS
⇒ SHN (内容点検)、
SHS (仕分け) 他

◆簡単な加工等

NACCS
⇒ CHD
貨物取扱許可申請

※内容点検等は倉主でも登録可能です。
簡単な加工等は事前に税関へ相談願います。

取扱い内容	登録業務
内容点検	SHN
改装・仕分け	SHS
仕合せ	CHU
取扱許可申請	CHD

7 貨物の取扱い②

関税法第40条・基本通達40-1

第1項【自主管理】

- 1 内容点検
開披して内容品の品質又は数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うこと
- 2 改装
包装を改める行為
- 3 仕分け
貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等の分類、選別すること
- 4 その他の手入れ
貨物の記号、番号の刷換え・貨物の現状を維持するための錆みがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ
原産地虚偽又は誤認表示された貨物について、その表示の抹消、取りはずし作業等

第2項【要許可】

- 5 見本の展示
注文の取り集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供すること
- 6 簡単な加工
単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のもの
- 7 その他これらに類するもの
輸出しようとする貨物のうち破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること等

第2項は許可が必要です！

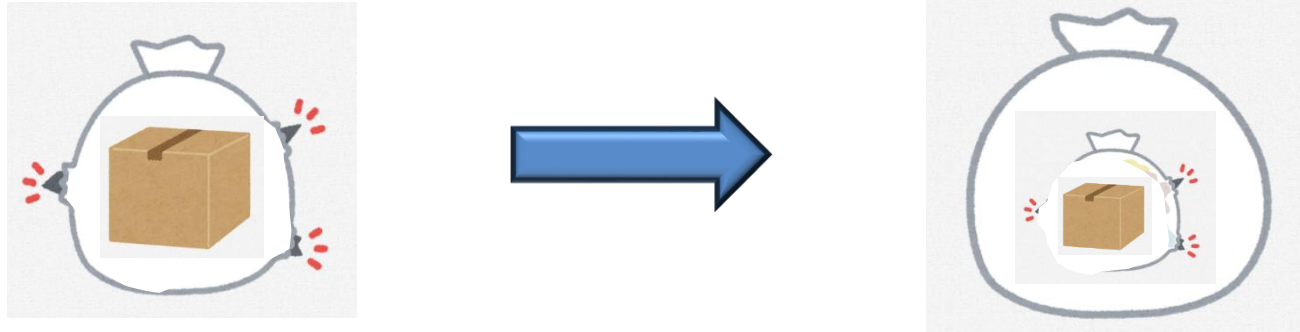


7 貨物の取扱い③

★具体例★

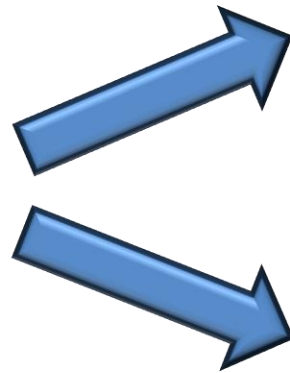
改装

(例) 外装がやぶれていたなので、新しい外装で補強



仕分け

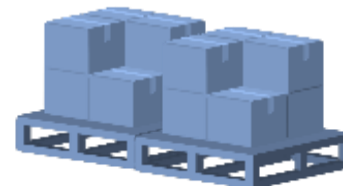
(例) 貨物を荷主毎に分ける
貨物管理番号：Y12345



貨物管理番号：Y12345A



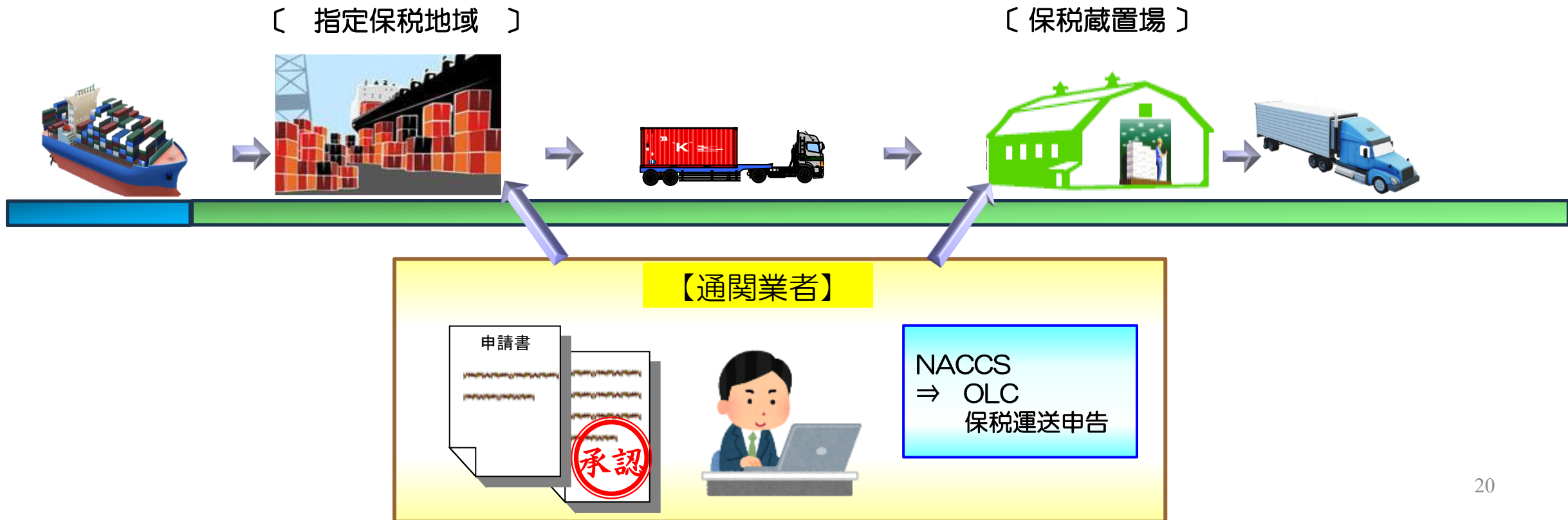
貨物管理番号：Y12345B



8 保税運送①

◎保税運送

外国貨物（郵便物、特例輸出貨物及び政令で定める貨物を除く。）を運送しようとする者は、**税関長に申告し、その承認を受けて** 開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置場所相互間に限り**外国貨物のまま運送することができる**（関税法第63条）



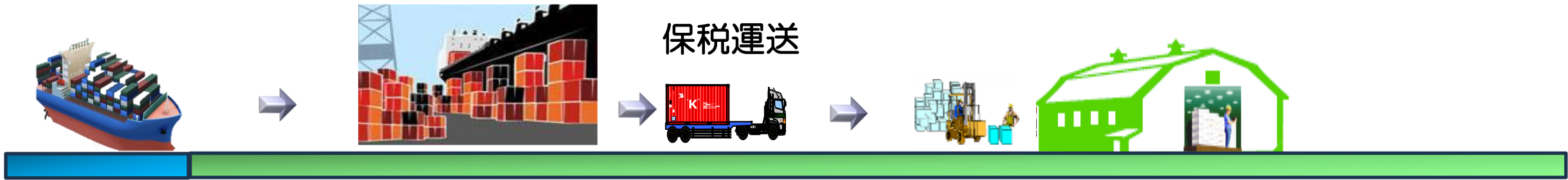
8 保税運送②

★具体例★

指定保税地域に到着した貨物を外国貨物のまま保税蔵置場に運ぶ場合

〔指定保税地域〕

〔保税蔵置場〕



税関へ保税
運送承認申請

運送承認後、
保税蔵置場あてに搬出

保税蔵置場に搬入

税関職員がコンテナシール・検査を行う場合あり

Point!

- 保税運送は、特定の場所相互間を指定された期間内に運送する場合に認められる。
- コンテナ到着時に不審点（コンテナシールの異状、コンテナ外観の異状等）があれば税関に一報してください。

9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）①

◎許可面積の増減及び工事

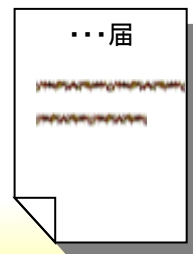
保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、**あらかじめ**その旨を税関に届け出なければならない。（関税法第44条）

〔保税蔵置場〕



- ・面積の変更
- ・改築等の工事

【保税蔵置場】



貨物収容能力増減等の届

9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）②

保税地域における工事の際の手続きについて

【保税蔵置場等】

●届出が**必要な**工事の例

①外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

（具体例）

- ・タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

②外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

（具体例）

- ・保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

③保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

9 貨物の収容能力の増減等（含む工事届）③

保稅地域における工事の際の手続きについて

【保稅蔵置場等】

●届出が**不要な**工事の例

①塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び庇(ひさし)の補修

②設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 保稅蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

③機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

④その他現状の変更が軽微な工事

（具体例）

- ・ 衝立、間仕切り及び装飾品等の設置、移設、撤去

※外国貨物とそれ以外を完全に区分けしている場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、**届出が必要**となります。

関税法第34条の2（記帳義務）

保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理するものは、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について帳簿を設け、政令定める事項を記載しなければならない。

政令で定める事項 ⇒ 施行令第29条の2第1項
（総合保税地域は、同条第2項）

（保税工場：関税法第61条の3（記帳義務））

10 記帳義務②

指定保税地域・保税蔵置場 関税法施行令第29条の2

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
	搬入	貨物取扱	I S 承認	輸入許可	B P 承認	見本一時持出	搬出
事由	外国貨物、輸出しようとする貨物を入れた場合	外国貨物、輸出しようとする貨物を取扱った場合	I S 承認又は置く期間の指定を受けた場合	輸入の許可を受けた場合	B P 承認を受けた場合	見本として一時持ち出した場合	外国貨物を出した場合
事項	貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日 ※初めて搬入する場合 船名、入港年月日、 ※保税運送の場合 保税運送承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、行為の種類、内容、年月日 ※数量等に変更があった場合 変更内容	承認・指定の年月日、承認・指定番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号	貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認番号	貨物の記号、番号、品名、数量、許可期間、持出先、持出年月日	貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、許可書・承認書の年月日、番号 ※外国向けのとき 積込み船舶（航空機）名、登録記号、出港年月日

11 非違事例①（見本持出に係る非違）

- 保税地域においては、税関長の許可を受けることで、外国貨物を見本として一時持ち出すことができます。
- 見本持出の許可を受けた貨物を保税蔵置場等※から持ち出した場合には、持ち出した貨物の記号・番号・品名・数量・持出許可期間・持出先・持出年月日を保税台帳に記帳しなければなりません。

※指定保税地域・保税蔵置場・総合保税地域を指す

【事例1：輸入】



① 荷主は、保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、成分分析のための見本持出の許可を受けた。

② 蔵置場の倉主Aは、見本持出許可書を確認し、外国貨物のまま見本を搬出したものの、記帳を行わなかった。

③ 荷主は持ち出し分のすべてを成分分析にて消費した。その後、残りの外国貨物に持ち出し分の数量を足して通関手続きを行い、国内に引取った。

11 非違事例①（見本持出に係る非違）

【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

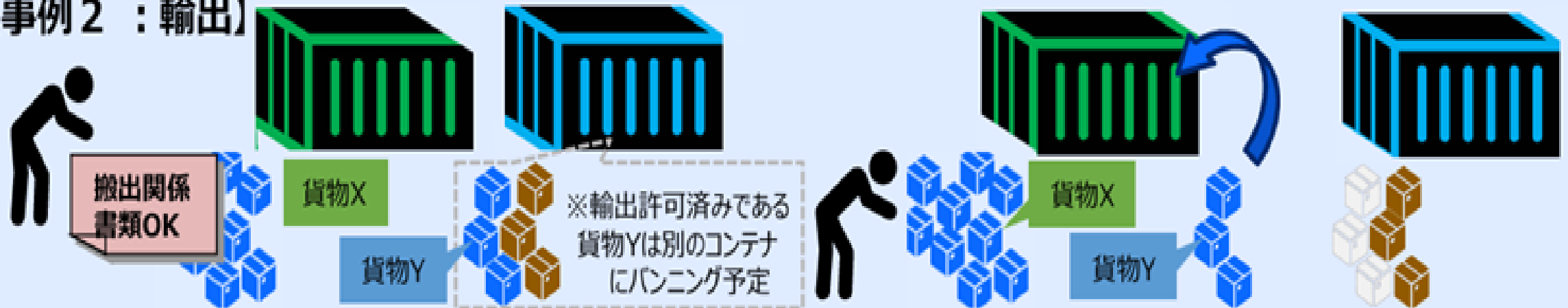
- ・ 繁忙期により、事後にまとめて記帳するつもりであったが忘れてしまった
- ・ 貨物管理担当者と記帳担当者（NACCS担当者）との連絡ミスにより、持ち出しの事実が共有されていなかった

※ NACCSでは「見本持出確認登録（MHO：海上/MMO：航空）」業務により持出年月日を登録すると、システム上、保税台帳に記帳したこととなります。ただし、許可された持出期間終了年月日から**MHOは7日以内、MMOは2日以内**に入力が必要です！！

1.1 非違事例②（外国貨物の誤搬出）

- 保税地域から外国貨物を搬出する場合は、許可書や承認書等、搬出の**根拠となる書類**（搬出関係書類）と現物を対査して、**記号・番号・品名・数量等に相違がないか**を確認してください。
- 外国貨物を搬出した場合には、**記帳義務**（当該貨物の記号・番号・品名・数量等）が発生します。

【事例2：輸出】

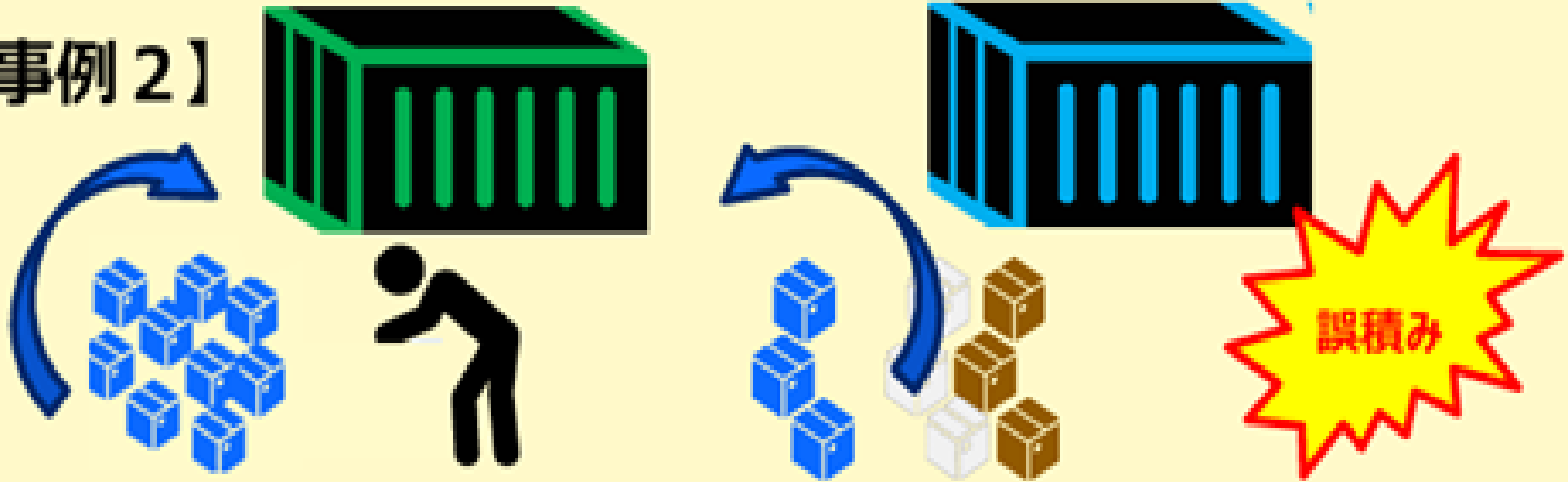


① 作業員Dは、保管場所で搬出関係書類と貨物Xの対査確認を行い、コンテナサイドに貨物Xを移動させた。そのときバンニング作業が複数本同時に実施されており、貨物Xと同じ梱包形態の別の貨物Yが近くにあった。

② 作業員Eは、積み込むべき貨物が1種類であったことから、搬出関係書類とコンテナサイドにある貨物Xの一部のみの対査確認を行った。その後、近くにある同じ梱包形態の別の貨物Yをもコンテナに積み込んだ。

1.1 非違事例②（外国貨物の誤搬出）

【事例 2】



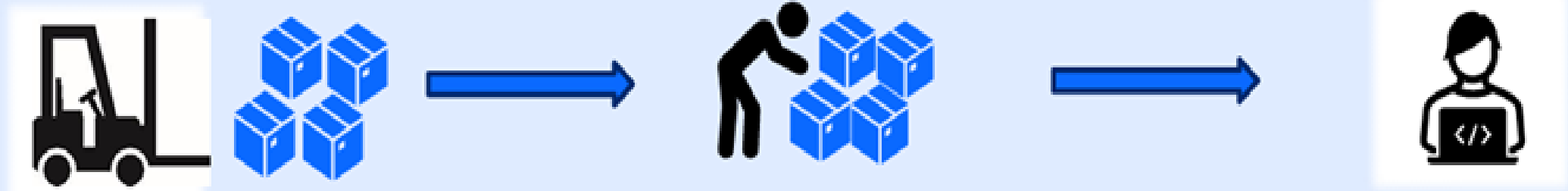
非違に繋がった原因の一例：

- ・ 複数のバンニング作業が同時進行していた
- ・ 対査確認をしたのは貨物の一部のみで、全体の把握をしなかった

1.1 非違事例③（保税地域外の蔵置に係る非違）

- 原則として、外国貨物は保税地域以外に置くことはできません。
- ただし、保税地域に置くことが困難または著しく不適當な貨物について、税関が期間及び場所を指定して許可した場合には、保税地域以外に蔵置することができます（他所蔵置）。
- 他所蔵置場所に蔵置されている貨物について、見本の一時持出しや改装、仕分け等を行うことができます。

【事例 1】



① 作業員Aは、通常の蔵置スペースに空きがなかったため、デバン作業中の外国貨物を保税地域外の場所に仮置きした。

② 作業員Bは、貨物の搬入が終了したと思い検数作業および貨物の確認を実施。しかし、保税地域を表す線が消えかかっていたため保税地域外であると気づかなかった。

③ 検数業務終了の報告を受けた事務員は、貨物が保税地域内にあるものとして記帳した。

1.1 非違事例③（保税地域外の蔵置に係る非違）

【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 作業員Aは通常とは異なる場所に貨物を仮置きしたが、作業員Bに伝えることを失念した
- ・ 作業員Bは当該貨物が通常とは異なる場所にあることに疑問を感じなかった
- ・ 施設管理者（被許可者）は保税エリアとその他のエリアが区別しにくい状況になっていたにもかかわらず、修繕していなかった

※ 保税地域以外の場所に外国貨物を蔵置したい場合は、その貨物ごとに税関から他所蔵置の許可を得る必要があります。
その許可は、外国貨物の性質・状態や置こうとする場所・事由などから判断しますので、他所蔵置が必要な場合は税関にご相談ください。

問1 具体的にどのタイミングで保税貨物になるのか。

(回答) 輸入貨物では、本邦に到着してから輸入許可を受けるまでの間、輸出貨物では輸出許可を受けてから外国貿易船等に船積みするまでの間を保税貨物として考えて頂ければと思います。

なお、輸出しようとする貨物は、保税地域ごとにタイミングが異なりますが、内国貨物の状態であっても管理する必要があり、記帳義務等が発生しますのでご注意ください。

(参考: 関税法第34条の2、基本通達34の2-1(2) イ等)

12 過去の質問事項②

- 問2 ① 保税蔵置場は倉主が税関長の許可を得た場所(屋内・野外倉庫)と捉えてよいか。
- ② 運送会社に於いて通関部門と倉庫部門を持つ会社があるが、その際は通関部門を通関(乙仲)業者、保税蔵置場を有する倉庫部門を倉主という認識でよいか。
- ③ 保税蔵置場にある外貨品を廃棄・滅却する際、保税蔵置場から搬出する必要があるが、税関へ申請すれば持出し、処分することで考えてよいか。

- (回答) ①問題ありません。
- ② ご質問の内容であれば、保税蔵置場は運輸会社からの申請に基づき、税関長が許可した保税地域となりますので、運輸会社自体が「倉主」、倉庫部門が「保税担当部門」ということになると思われます。
- ③ 税関に対して、滅却の承認申請等の手続きを行って頂いた後に持ち出すこととなります。
なお、滅却等の際は税関が立ち会いをさせて頂く場合がございます。

13 参考（保税ポータル①）

保税ポータル

税関 Japan Customs

本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

ENHANCED BY Google

注目のキーワード

- 税関をかたった詐欺について
- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

重要なお知らせ 税関の名をかたった詐欺に注意!

法令・政策等について調べたい

水際の手続きについて調べたい

貿易統計について知りたい

AEO制度について調べたい

海外旅行の手続きを知りたい

輸出入・保税の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

EPA/原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

税関 Japan Customs

本文へ | 文字サイズ 標準 拡大 | English

ENHANCED BY Google

ホーム > 輸出入手続 > 保税ポータル

保税ポータル

お知らせ

- 2025年3月31日 【お知らせ】保税Tipsの配信をはじめました
- 2025年3月31日 【お知らせ】保税制度・運用の見直しを実施しました

コンテンツ一覧

- よくあるご質問
- 保税地域一覧表
- 保税地域の許可を受けるには
- 保税Tips・参考資料
- 国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について
- 保税に関するご意見の募集

13 参考（保税ポータル②）

保税ポータル

保税Tips（非違編）一覧

Vol.No	タイトル	概要	掲載日
1	見本持出に係る非違	見本持出に係る非違事例について紹介	2025.3.31
2	外国貨物の誤搬出	外国貨物の誤搬出に係る非違事例について紹介	2025.3.31
3	保税地域外の蔵置に係る非違	保税地域外の蔵置に係る非違事例について紹介	2025.3.31

お知らせ・掲載リーフレット

- [お知らせ・掲載リーフレット](#)

保税関係用語集

- [保税関係用語集](#)
- [税関関係用語集](#)

関係法令・通達

- [関係法令・通達](#)

NACCS関係業務資料（外部HP）

- [航空システム業務資料](#)
- [海上システム業務資料](#)

非違に係る参考情報

用語集

関係法令・通達関係

NACCS関係資料

13 参考（日本関税協会門司支部様HP）

公益財団法人 日本関税協会 門司支部
Japan Tariff Association Moji branch

Google 提供

門司支部 支部のお知らせ 協会の出版物 お問い合わせ 賛助会員MFA

スレジャー
レポート・資料
主な活動状況

JR門司港駅

賛助会員専用 Members Only
KanPress 賛助会員は無償
概況ONLINE 賛助会員は無償
Jtrade 全国分 賛助会員は無償
Jtrade 港別分
Zeirom ONLINE

新着・更新情報

新着一覧	門司支部	門司税関
2026年04月01日	門司支部	オンデマンド配信（MOU連絡会及び保税研修）のご案内
2026年03月31日	門司支部	EPA活用のための原産地規則と品目分類オンライン研修（6/11、6/25開催）申込受付開始《本部HP》
2026年03月31日	門司支部	RCEP原産地規則オンライン研修（5/18、5/21開催）申込受付中《本部HP》
2026年03月24日	門司支部	管内各地区でMOU連絡会及び保税研修を開催

公益財団法人 日本関税協会 門司支部
Japan Tariff Association Moji branch

Google 提供

門司支部 支部のお知らせ 協会の出版物 お問い合わせ 賛助

ホーム > 門司支部 > 支部のお知らせ（門司支部） > レポート・資料

レポート・資料

オンライン研修資料の過去分が掲載されています。

研修資料

- オンライン保税研修（承認工場向け）2025年10月28日、29日、30日
 - ・承認工場研修会
- オンライン保税研修（業務管理者向け）2025年10月28日、29日、30日
 - ・保税業務管理者編
- オンライン保税研修（通達改正 & 初任者研修）2025年5月28日、29日、30日
 - ・第1部 通達改正の説明（令和6年度未関税法基本通達の改正について）
 - ・第2部 保税業務の基礎知識（保税初任者研修）

MOU連絡会及び保税研修

- MOU連絡会及び保税研修 配付資料
（対面）2026年2月26日、（オンデマンド配信）2026年4月2日～4月15日※予定



税関保税ニュース 第21号

発行：門司税関監視部保税地域監督官

定期的なCP・手順書の確認をお願いします

各保税蔵置場等においては、関税法基本通達34の2-9でCP（コンプライアンスプログラム）に沿った貨物管理が義務付けられています。

CPを基に業務手順を細かく定めた「手順書」を整備されている保税蔵置場等もあります。

非違の発生原因の大半が、

- ・CP等と実際の貨物管理の手順が異なっている
- ・保税業務担当の異動者・新入社員がCP等の存在を知らない
- ・CP等の存在は知っているが内容の把握をしていない
- ・現場作業員・委託先の従業員の保税業務への知識不足

等となっています。これらの問題はCP等の内容を責任者だけでなく、現場作業員・委託先従業員まで浸透させることが大切です。

年に1回の研修とは別に、お忙しいとは思いますが、定期的に朝礼等で自分の業務にかかわる部分を5分でも良いので何度も確認し、CP等の手順通りに作業を行っていただくようお願いいたします。

併せて業務手順の改善等でCPを改定されたときは管轄の税関への提出も合わせてお願いいたします。

電磁的台帳利用時の注意点について

航空貨物では毎日、海上貨物では毎週NACCSから配信される管理資料を保存することで保税台帳に代えることができます。

毎回、紙に記帳する必要がなくなる便利なものですがこちらにも注意点があります。

- ・管理資料の取得を担当者1人に任せきりで、担当者が休暇の際に取得をしていなかった
- ・PC、USBメモリ等の変更、故障でデータを紛失する（バックアップは非常に大切です）
- ・1週間以上の長期連休後に前週分の取得を失念する。
海上の場合、前週分はNACCSで再取り出し業務が必要です。
航空の場合は毎日配信の為、失念することはあまり無いと思いますが同様にご注意ください。

特に大量の貨物を取り扱っている保税蔵置場等については、たった1日分の取得漏れでも、数十日間の搬入停止処分となることもありますので、確実に管理資料を取得するようお願いいたします。

◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387



門司税関HP

ご清聴ありがとうございました



カスタムくん